

伏見稲荷大社周辺の交通混雑の緩和に向けた情報発信コンテンツ制作業務委託仕様書

1 委託業務名

伏見稲荷大社周辺の交通混雑の緩和に向けた情報発信コンテンツ制作業務

2 業務目的

伏見稲荷大社（以下「大社」という。）には、近年、国内外から多くの観光客が訪れており、大社周辺道路（師団街道及び本町通）には春・秋の観光シーズンを中心に、観光客の自家用車等が多数流入し、深刻な交通渋滞が発生している。

本業務は、交通渋滞の緩和に向けて、大社周辺道路の渋滞状況を発信し、自家用車の流入抑制や公共交通機関の利用を促進するコンテンツの制作を委託するものである。

3 委託期間

契約の日から令和2年3月13日（金）まで

4 委託業務の内容

(1) コンテンツ企画業務

大社周辺の交通渋滞の緩和に向けた情報発信を目的とした全体構成や演出を明確に立案した上で、(2)のコンテンツの全体イメージを企画すること。完成したコンテンツについては、関係機関のホームページや各種啓発物への掲載を予定している。

なお、企画に当たっては、他の観光地の取組における効果・課題等を十分に参考にすること。

(2) コンテンツ制作・編集業務

(1)の企画業務に基づき、以下のコンテンツを制作・編集すること。

なお、以下のア～イを1つのページにまとめた形で効果的に発信できるよう、全体の構成や体裁を整えること。

ア 交通混雑の状況を示すためのコンテンツ

(ア) 混雑状況の空撮写真・映像

秋の観光シーズン（11月頃）において、ドローンを活用し、大社周辺道路（師団街道及び本町通）の交通渋滞の空撮を行い、混雑状況を視覚的に訴求するコンテンツを作成すること。

なお、作成に当たっては、以下の点を十分に留意すること。

- ・ ドローンによる撮影は、事前に国土交通大臣の無人航空機の飛行に係る許可・承認を得た事業者のみ可能とし、事前に許可・承認書の写しの提出が必要である。また、万が一落下した場合でも人損や物損が生じない飛行ルートをとることとする。
- ・ 撮影範囲は別紙参考資料を参照すること。撮影地点・範囲は十分に現地下見を行ったうえで、効果的な地点及び範囲を本市に具体的に提案すること。詳細は受託者からの提案を踏まえて決定する。

- ・ 天候不良や混雑状態による撮影日の変更に対応できる体制を整えること。また、撮影日は少なくとも2日間は確保すること。
- ・ 撮影した写真・映像については、場所・地名を表示する他、テロップ等を入れるなど、分かりやすく加工・編集すること。
- ・ 静止画（写真）又は動画にするかは、受託者からの提案を踏まえ、本市と協議のうえ決定する。

（イ）交通混雑カレンダー

春と秋の観光シーズン（各3ヶ月）における日毎・時間毎の交通混雑の状況について、カレンダー形式で分かりやすく表示するコンテンツを作成すること。

なお、交通混雑のデータについては、本市が提供する。

イ 交通混雑の回避につなげるためのコンテンツ

上記アの交通混雑の状況の発信に加え、実際に自家用車から公共交通機関の利用に行動を転換させるための効果的なコンテンツを提案すること。特に、公共交通機関を利用する利点を訴求するなど、具体的なモデル提示を行うコンテンツを作成すること。

（例）公共交通機関を利用した大社周辺の魅力スポットの提示

- ※ コンテンツには800字程度の説明文を掲載し、興味関心を引く工夫をすること。
- ※ コンテンツの内容については、制作を進める中で変更する場合がある。変更が生じた場合は、受託者と協議のうえ内容を決定する。

5 業務進行及び管理

- （1）委託業務の実施に当たっては、逐次、委託者と協議を行い、委託者の指示により、業務を進める。
- （2）委託業務の遂行に当たり委託者が提出を求める資料については、その都度、委託者が求める部数の紙資料及び電子データで提出する。
- （3）受託者（本業務に従事した全ての者を含む。）は、本業務委託を通して知り得た情報を、第三者へ漏えいしてはならない。

なお、本業務委託契約が完了した後についても、同様とする。

- （4）成果物に係る一切の著作権は委託者に帰属することとし、受託者はこれを公開してはならない。ただし、事前に委託者の書面による同意を得た場合は、この限りでない。
- （5）受託者は、成果物に係る著作権者人格権を行使しないこととする。
- （6）受託者は、成果物を複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、事前に委託者の書面による同意を得た場合は、この限りでない。
- （7）受託者は、本業務の実施に当たり、図画、楽曲その他の著作物を使用する場合は、当該著作物に係る著作権、肖像権その他の権利を有する者に対し、著作物を委託者が無償で使用する旨の承諾を受託者の責任と負担において得るものとする。
- （8）個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。

6 費用負担

受託者は、業務を遂行するに当たり、必要な経費を負担する。

7 納入する成果物

成果物は、すべてデータファイル（CD-ROM）での提出とし、データ形式は、JPEG、PNG、PDF 及び AI（アウトライン化した形式及びアウトラインを解除した形式）とすること。

8 納品予定日

- (1) 混雑状況の写真・映像（空撮を含む）のコンテンツ
令和元年12月25日（水）まで
※秋の観光シーズン（11月下旬）に撮影を行うこと。
- (2) 交通混雑カレンダー及び交通混雑の回避につなげるためのコンテンツ
令和2年1月31日（金）まで

9 業務の進め方

- (1) 受託者は、業務着手に先立ち、本市と調整のうえ、作業工程表（作業の具体的な日時が分かるもの）を提出し、本市の承認を得ること。
- (2) 業務の実施に当たっては、逐次本市と協議を行い、その指示により業務を遂行し、業務の結果については速やかに報告を行うこと。
- (3) その他関係する機関・担当者と十分な調整を行い、円滑に業務を進めること。

10 業務委託料の上限

500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

11 委託料の支払い

委託者において成果物の検収が完了したのち、受託者からの請求により支払う。
なお、前金払及び部分払は行わない。

12 その他

業務遂行に際し、疑義が生じた場合及び契約書等に定めのない事項については、双方協議のうえこれを定めるものとする。